

平成31年1月 総会議事録

日 時 平成31年1月28日(月)
午前9時00分
場 所 豊橋市役所 東86会議室

豊橋市農業委員会

1 日 時 平成 31 年 1 月 28 日 (月)
午前 9 時 00 分開会 午前 10 時 5 分閉会

2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 86 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

議案第 74 号 平成 32 年度農地等の利用の最適化推進施策の改善についての
意見活動日程について

議案第 75 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 76 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 77 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 78 号 農用地利用集積計画について

議案第 79 号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第 80 号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明について

議案第 81 号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について

議案第 82 号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画 (27 号計画)
定期検証について

(2) 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)

報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 6 号 現況証明について

報告第 7 号 国税局からの農地の現況に関する照会書に対する調査結果に
ついて

報告第 8 号 農地基本台帳の登載について

4 その他

連絡事項

5 出席委員

1 番 井川 和英	2 番 池田 和浩	3 番 石黒あゆみ
4 番 石橋 正通	5 番 伊藤 英二	6 番 今泉 武男
7 番 神谷 明男	8 番 木下 忠久	9 番 清原さと子
10 番 小林 尚美	11 番 近藤 好幸	12 番 佐藤 辰己
13 番 白井 隆好	14 番 鈴木 延安	15 番 高部 宏生
16 番 内藤 喜章	17 番 —	18 番 —
19 番 福井 直子	20 番 松井 一郎	21 番 水野 敏久
22 番 村田恵理子	23 番 村松 史子	24 番 渡辺 政明

6 欠席委員 中島 博文 、 日向 勉

7 職務のため出席した者

事務局		農業企画課
事務局長	鈴木孝昌	専門員 福井恒央
主事	菊池亮輔	主事 森本裕之
主事	小口博之	

8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。
ただ今から豊橋市農業委員会 1 月総会を開会いたします。
内藤会長、よろしくお願ひいたします。
- 会 長 <あいさつ>
それでは、総会を始めます。
なお、「豊橋市農業委員会総会会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいた
します。
- 議 長 本日は、議席番号 17 番中島博文委員、同 18 番日向勉委員か
ら欠席の届出がありましたので、よろしくお願ひいたします。
なお、出席委員は、24 名中 22 名で過半数に達しておりますの
で、「農業委員会等に関する法律」第 27 条第 3 項の規定により
総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員については、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認め、議席番号19番福井直子委員、同20番松井一郎委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、16日の書類説明会、農業委員による現地調査、及び22日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

22日の農地審査会以降、農地法第3条関係の変更、取下げ、保留等はございません。

本日は、議案の他に、議案第75号農地法第3条許可申請の番号7番、番号13番の新規就農の案件、及び番号1番、番号16番の新設の農地所有適格法人が新たに農地を取得する案件について、22日の農地審査会において実施した聞き取り調査の概要を配布しておりますので、併せてご精読ください。

なお、番号16番ですが、書類説明会では、別紙資料の「売上高」の欄について農業以外の所得の記載が誤っておりましたので、お詫びいたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

22日の審査会以降、4,5条関係におきましては特に変更、取下げ等はございません。

よろしく願いいたします。

議長

変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間5分)

議長

それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議案第74号「平成32年度農地等の利用の最適化推進施策の改善についての意見活動日程について」を議題といたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

意見書提出活動は、農地等の利用の最適化推進に関して、関係

行政機関に対し、関係する施策について具体的な改善意見を提出するもので、法の規定により義務的業務として位置づけられている重要な業務となっています。

活動の中心となるのは、昨年7月の総会の際に互選により決定いたしました農政対策協議会委員となります。

平成31年度の庁舎内会議室の確保を基に農政対策協議会及び意見書の市長提出等日程案について、ご承認をいただくものでございます。

なお、各地区で意見集約する際には、農業委員や農地利用最適化推進委員自らが農地等利用の最適化の活動を行ううえで、現状と問題点をまとめ、関係行政機関に対して施策の改善を促すことができるように集約をお願いします。

そして第1回農政対策協議会では、項目や内容の検討まで入っていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決しました。

次に議案第75号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号10番は、井川会長職務代理者が代表者を務める農地所有適格法人が申請者のため「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。

従いまして、井川会長職務代理者は、関係案件のみ一時退席いたします。

それでは、「議案第75号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から16番までの16件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 75 号、1 ページから 4 ページをお願いします。

最初に、番号 2 番から 6 番及び番号 8 番から 12 番、14 番、15 番について説明します。

権利の種類は、番号 2 番、4 番、5 番、11 番、15 番は所有権の移転、番号 3 番、14 番は賃借権の設定、番号 6 番、8 番から 10 番、12 番は使用貸借による権利の設定です。

取得目的について、番号 2 番は隣接農地を取得、番号 4 番、5 番はそれぞれ番号 5 番、4 番と交換して効率化を図る案件、番号 3 番、6 番、8 番から 10 番、12 番、14 番、15 番は経営規模拡大、番号 11 番は農地所有適格法人の資格喪失に伴い個人で農業経営を行う案件です。

農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、農機具の保有状況は、全案件とも、トラクター等大型機械を保有しており、その他必要な農機具も十分あります。従事者については、番号 2 番、4 番及び 6 番は 1 名ではありますが、繁忙期には同居または隣地にお住まいのご家族が手伝う予定です。その他の案件につきましては、すべて 2 名以上の農作業従事者がいます。また、番号 5 番、11 番及び 15 番の申請者は 70 歳以上の高齢者ではありますが、高齢者取得理由書が提出されており、労働意欲や健康状態に問題はなく、後継者の存在も認められます。

また、申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、番号 9 番の所有農地のうち 3 筆は周辺同様山林化していましたので、農業委員の方に耕作に供さない土地であることを確認していただきました。その他の土地につきましては、耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

す。第 2 号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 4 号、取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が 150 日以上従事しています。

第 5 号、取得後に下限面積の 50a に達するかどうかについて、番号 11 番は許可後 9,489.74 m²、番号 12 番は許可後 10,507 m² となります。その他の案件は、申請前から 50a 以上あります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、番号8番、10番は農地所有適格法人のため、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

次に、番号7番の新規就農の案件について説明します。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、申請者の農作業暦は28年で、農機具については、トラクター1台、トラック1台、動力噴霧器1台、移植機1台を所有しています。農作業は申請者の他に妻1名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号、取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、許可されると7,545㎡となります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号13番の新規就農の案件について説明します。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、申請

者の農作業暦は10年で、農機具については、トラック2台、リフト1台を所有しています。農作業は申請者の他に同一世帯の息子1名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当はありません。

第3号、信託の引受けについては、該当ありません。

第4号、取得後において常時従事するかどうかについては、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号、取得後に下限面積が50aに達するかどうかについては、許可されると5,508㎡となります。

第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号1番、16番の農地所有適格法人として新規就農を図る案件についてそれぞれ説明します。

はじめに番号1番について説明します。

権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。農地法第2条第3項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、主たる事業は、イチゴの栽培です。

第2号、構成員については1名であり、法人の行う農作業に300日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が100%と過半数を占めております。

第3号・第4号、取締役については1名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業に300日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

す。
次に、農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第1号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、法人

の常時従事者たる構成員の農作業暦は代表取締役 15 年で、農機具については、トラクター 1 台、トラック 1 台、耕運機 1 台所有しています。農作業は代表取締役 1 名の他に代表取締役の三男 1 名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 5 号、取得後に下限面積が 50a に達するかどうかについては、許可されると 5,397 m²となります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

次に番号 16 番について説明します。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請者は、公開会社ではない株式会社です。農地法第 2 条第 3 項各号の農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかについて、申請書及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、主たる事業は、肉豚、キャベツの栽培です。

第 2 号、構成員については 2 名であり、法人の行う農作業にそれぞれ 365 日従事する予定で、農業関係者の議決権割合が 100%と過半数を占めております。

第 3 号・第 4 号、取締役については 3 名で、法人の常時従事者たる構成員であり、法人の行う農作業にそれぞれ 365 日従事する予定です。

よって、農地所有適格法人の要件を満たしていると思われま

す。
次に、農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査及び農地審査会における当事者に対する調査結果をもとに説明します。

第 1 号、取得後、全部効率的に利用できるかについて、申請

者の農作業暦は代表取締役 19 年、取締役がそれぞれ 45 年、10 年で、農機具については、トラクター1台、トラック 1 台、移植機 1 台所有しています。農作業は代表取締役 1 名、取締役 2 名、重要な使用人として会社の部長 2 名、その他社員 4 名の計 9 名が従事する予定です。また、申請地の全筆現地調査の結果、すべての農地を耕作できる状態です。

第 3 号、信託の引受けについては、該当ありません。

第 5 号、取得後に下限面積が 50a に達するかどうかについては、許可されると 8,452 m²となります。

第 6 号、転貸するかどうかについては、該当ありません。

第 7 号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、地域の農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

なお、許可される場合には、農地法関係事務に係る処理基準に基づき、「農地等の権利の取得後において、その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は、許可を取り消す」旨の条件を付けることとなります。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号10番の1件とそれ以外の案件とに分けて審議していただくということで、進めて参りたいと思います。

最初に番号 1 番から 16 番までの 16 件のうち番号 10 番を除く 15 件を一括審議いたします。

それでは、質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言を願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することとし、番号 11 番については、豊川市農業委員会及び新城市農業委員会にも農地法第 3 条許可申請を同時申請してるため、許可日については、二市農業委員会とも調整のうえ決定することに異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
 井川会長職務代理者は、退席してください。
 (井川会長職務代理者 退席)
 それでは、番号10番の1件を審議いたします。
 質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言をお願いします。

委員 議長 「進行」
 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
 異議なしと認めます。
 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
 井川会長職務代理者は、復席してください。
 (井川会長職務代理者 復席)

議長 続きまして、議案第76号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
 番号1番の1件を上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第76号、5ページをお願いします。
 転用目的については、番号1番が分家住宅です。
 農地種別については、3種と判断されます。
 資力については、自己資金のみです。
 信用性については、特段の疑義はありません。
 転用の妨げとなる権利を有する者については、該当ありません。
 遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年3月1日に着工し、平成31年9月30日までに完了する計画である記載があります。
 他の行政庁の許可・認可等については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされています。
 農地以外の土地の利用見込みについては、該当有りません。
 計画面積の妥当性については、申請書、事業計画書及び現地

調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、承諾を得た旨の記載があります。

一時転用については、該当ありません。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

議 長

続きまして、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から19番までの19件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第77号、6ページから8ページをお願いします。

権利の種類については、所有権移転は、番号2番、3番、7番から9番、11番、14番から17番です。賃借権の設定は、番号4番、10番、12番、13番です。使用貸借による権利の設定は、番号1番、5番、6番です。地上権の設定は番号18番、19番です。

転用目的については、番号1番、6番、7番が分家住宅、番号2番から4番、10番から19番が太陽光発電設備等、番号5番が自己用住宅、番号8番が資材置場、番号9番が駐車場兼資材置場です。

農地種別について、3種農地と判断されるのは、番号2番、5

番、10番です。2種農地と判断されるのは、番号3番、4番、8番、12番から14番、18番、19番です。1種農地と判断されるのは、番号1番、6番、7番、11番、15番から17番ですが、すべて許可要件である集落接続に該当します。番号9番は農用地と判断されますが、許可条件である農業用施設に該当します。

資力については、自己資金及び借入金は、番号1番です。自己資金のみは、番号4番、8番、9番、18番、19番です。借入金のみは、番号2番、3番、5番から7番、10番から17番です。

信用性については、全案件とも、特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者について、番号15番は地役権者の中部電力株式会社の同意書が添付されています。

その他の案件は、該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、平成31年3月1日から平成31年3月11日までに着工し、平成31年3月31日から平成31年8月31日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可・認可等について、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号1番、5番から7番です。その他の案件については、該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、全案件とも、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも、申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号2番、4番、7番、9番、11番、13番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号1番、3番、5番、6番、8番、10番、12番、14番から19番です。

一時転用については、該当ありません。

以上が、許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号 8 番及び 19 番については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したう豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 78 号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第 78 号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、12 月 21 日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転件について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法 第 18 条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、3 件 6 筆 9,033 ㎡でございます。

これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、さる 1 月 22 日の農地審査会において、内藤喜章会長、村田恵理子委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。
 ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員 「進行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
 議長 異議なしと認めます。
 よって本案は、原案のとおり決しました。
 続きまして、議案第 79 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。
 番号 1 番の 1 件を上程いたします。
 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
 議案第 79 号 10 ページをご覧ください。
 議案第 79 号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。
 番号 1 番は、水稻及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は田の保全、1 筆は白菜・大根の栽培です。
 この 1 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。
 以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。
 それでは質疑に入ります。
 質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員 「進行」
 議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
 これより採決に入ります。
 本案については、適格者証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 80 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 80 号 11 ページをご覧ください。

番号 1 番は、水稲による経営です。特例農地の 1 筆は田の保全です。

番号 2 番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は田の保全、1 筆は里芋の栽培、1 筆は白菜の栽培です。

番号 3 番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の 2 筆は田の保全、2 筆は畑の保全です。

この 3 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認していただきました。以上です。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言を願います。

委 員
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議 長

「異議なし」
異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第 81 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 4 番の 4 件を一括上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

事務局 議案第 81 号 12 ページをご覧ください。

事務局 議案第 81 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

事務局 番号 1 番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の 1 筆は水稲の栽培、3 筆はキャベツの栽培です。

事務局 番号 2 番は、畑作による経営です。特例農地の 1 筆はさつまいもの栽培、3 筆は畑の保全です。

事務局 番号 3 番は、果樹による経営です。特例農地の 1 筆は葡萄の栽培です。

事務局 番号 4 番は、水稲及び畑作による経営です。特例農地の 8 筆は田の保全、6 筆はキャベツの栽培、1 筆はキャベツの栽培及びハウスにおける苺の栽培です。

議長 この 4 件については、議案に記載の推進委員の方に現地調査していただいた結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認していただきました。以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。

議長 それでは質疑に入ります。

議長 質疑、意見のある方は、発言を願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

議長 これより採決に入ります。

議長 本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

議長 よって本案は、さよう決しました。

議長 次に「議案第 82 号 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27 号計画）定期検証について」を議題といたします。

議長 番号 1 番から 23 番までの 23 件を一括上程いたします。

事務局 内容については、農業企画課に説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

事務局 13 ページの議案第 82 号について説明させていただきます。

事務局 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、いわゆる 27

号計画に位置付けて農用地区域から除外した施設等についてですが、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ハ（定期的な検証）を行う必要があるため、計画通りに効果が発揮されているかどうか、今年度は昨年12月に検証を行いました。

今回の検証対象23件のうち、計画効果が認められたものは、4番、5番、7番から15番、17番、19番から21番、および23番の16件、効果が確認できなかったものは、1番から3番、6番、16番、18番、22番の7件でした。

効果が確認できなかった7件のうち、事業計画者の状況の変化により、計画実現が困難な状況であると認められる1番の案件については、計画の中止、農用地区域への編入を検討し、その他の6件については、今後計画効果の達成に向けて、事業計画者と調整していくこととなり、来年以降も引き続き検証を続けることとなります。

この検証結果につきましては、1月16日水曜日の書類説明会において、農業委員の方々に説明をし、1月22日金曜日の農地審査会において、本日の農業委員会総会の議案に付すことについて了解をいただいております。

なお、書類説明会の時に説明させていただいた案件のうち、細谷町のタカラ梱包の駐車場については、今一度検証をさせていただきまますので、今回の案件からは除いております。

以上、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号ハ（定期的な検証）に基づいた検証について、客観性の確保のため、農業委員会の意見を聴かせていただくため、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

内容については、ただいまの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言を願います。

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（27号計画）定期検証についての、農業委員会の意見は「適正である」と回答することに決して異議ございませんか。

「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって、本案についての農業委員会の意見は、さよう決しました。

議長 以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。
はい、議長。報告させていただきます。
議案の 14 ページをお願いします。
報告第 1 号の番号 1 番の 1 件については、農地中間管理機構による権利移転の届出で、農地法に定められた要件を満たした届出でしたので、報告書に記載の日付で受理しました。
次に 15 ページをお願いします。
報告第 2 号の番号 1 番から 60 番までの 60 件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 23 ページをお願いします。
報告第 3 号の番号 1 番から 9 番までの 9 件、及び 25 ページからの報告第 4 号の番号 1 番から 25 番までの 25 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。
次に 29 ページをお願いします。
報告第 5 号の番号 1 番から 11 番までの 11 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。
次に 31 ページをお願いします。
報告第 6 号の番号 1 番及び 2 番の 2 件については、20 年以上非農地であることの現況証明願いです。
願い出の内容及び添付書類を審査の上、平成 31 年 1 月 18 日付けで証明を行いました。
なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は雑種地課税、2 番は農地課税でした。
次に 32 ページをお願いします。
報告第 7 号の番号 1 番は、名古屋国税局長財務事務官からの

照会です。

5筆とも市街化調整区域で、1筆が農用地区域外、残り4筆が農用地区域内の農地でした。

備考欄に記載の委員の皆さんに現地調査をしていただきました結果、農用地区域内の4筆については、荒廃農地化した農地もありましたが、すべて農地性ありと確認されました。

また、農用地区域外の1筆については、登記簿地目が宅地で、現況も宅地がありましたので、農地性なしとし、これらの内容を平成31年1月18日付けの事務局長名で回答いたしました。

次に33ページをお願いします。

報告第8号の番号1番については、登記簿地目が農地以外の土地について、農地として利用している旨の申出があり、記載の委員の皆さんに確認をしていただきました結果、現況が農地であると確認されましたので、平成31年1月17日付けで農地基本台帳に登載しました。

報告は以上です。

議長 報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。 (午前9時58分中断)

<農地銀行運営委員会議>

議長 総会を再開いたします。 (午前10時00分再開)
次に連絡事項をお願いいたします。

<連絡事項>

議長 その他について、何かありませんか。
なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。
委員の方は、本日配布された「資料2」及び「資料3」並びに書類説明会資料等をその場に置いて退席をお願いします。
(午前10時5分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

平成 31 年 1 月 28 日

議 長
(会 長)

議事録署名者
(19 番 福井 直子 委員)

議事録署名者
(20 番 松井 一郎 委員)